

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第2号

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（特別委員会の設置）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（委員の選任）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。</p>	<p>（特別委員会の設置）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p>（委員の選任）</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2</u> 議員は、いずれか一の常任委員となる。</p> <p><u>3</u> 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 第3項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の<u>規定の</u>例による。</p>
2	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、<u>政策地域部の分掌に属する事項、復興局の分掌に属する事項、</u>出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及び所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務委員会 委員10人以内</p> <p>秘書広報室の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、<u>政策地域部、復興局、国体・障がい者スポーツ大会局及び出納局の分掌に属する事項、</u>公安委員会、選挙管</p>

<p>挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)～(5) [略]</p>	<p>理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。